

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する施設として、組織運営規則第6条第3項に基づき農学部、工学部に設置する放射線研究室及び組織運営規則第6条第1項に規定する学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)に設置する放射線研究室(以下これらを「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 室は、放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)第2条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所、工学部事業所及び遺伝子実験施設事業所(以下「各事業所」という。)について、本学の教育研究施設としての役割を果たし、もって放射性同位元素等を使用して行う教育研究を支援することを目的とする。</p> <p>(室長等の職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主任者は、国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(以下「予防細則」という。)&及び障害防止法第21条第1項の規定に基づき、各室において定める放射線障害予防規定により放射性同位元素等を管理し、その取扱いについて監督し、放射線障害の予防に当たるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の選任は、本学の教授、助教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理は、本学の教員で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部、工学部及び遺伝子実験施設の放射線研究室運営委員会の意見を聴いて、学長が命ずる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 室の管理運営に関し審議するため、農学部、工学部及び遺伝子実験施設の室に、それぞれ放射線研究室運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する施設として、組織運営規則第6条第1項に基づき農学部及び工学部に設置する放射線研究室(以下これらを「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 室は、放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所及び工学部事業所(以下「各事業所」という。)について、本学の教育研究施設としての役割を果たし、もって放射性同位元素等を使用して行う教育研究を支援することを目的とする。</p> <p>(室長等の職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主任者は、国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(以下「予防細則」という。)&及び障害防止法第21条第1項の規定に基づき、各室において定める放射線障害予防規程により放射性同位元素等を管理し、その取扱いについて監督し、放射線障害の予防に当たるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の選任は、本学の教授、准教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理は、本学の教員で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部及び工学部の放射線研究室運営委員会の意見を聴いて、学長が命ずる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 室の管理運営に関し審議するため、農学部及び工学部の室に、それぞれ放射線研究室運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p>	

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 遺伝子実験施設の委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) 室長及び室長代理</p> <p>(2) 主任者及び主任者代理</p> <p><u>(3) 農学部、工学部及び遺伝子実験施設から選出された教員 3人</u></p> <p><u>(4) 研究国際部研究支援課長</u></p> <p><u>3 第1項第3号及び前項第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(協議)</p> <p>第11条 各室の管理運営の連絡調整に関しては、国立大学法人東京農工大学環境・安全委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会で協議する。</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 各室及び委員会の事務は、農学部の室にあつては府中地区事務部総務室、工学部の室にあつては小金井地区事務部総務室、<u>遺伝子実験施設の室にあつては研究国際部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(協議)</p> <p>第11条 各室の管理運営の連絡調整に関しては、国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会で協議する。</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 各室及び委員会の事務は、農学部の室にあつては府中地区事務部総務室、工学部の室にあつては小金井地区事務部総務室において処理する。</p>	
--	--	--

附 則 (24 放規則第1号)

この規則は、平成24年11月7日から施行する。